

香川県議会議員の報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成19年5月1日

香川県知事 真鍋武紀

香川県条例第47号

香川県議会議員の報酬の特例に関する条例

香川県議会議員の受ける報酬の月額は、平成19年4月30日から平成20年3月31日までの間においては、香川県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和59年香川県条例第13号。以下「議員報酬等条例」という。）第2条第1項の規定にかかわらず、同項各号に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算定基礎となる報酬の月額については、この限りでない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月30日から適用する。
- 2 この条例の施行前から香川県議会議員であった者が平成19年4月中に支給を受けた報酬のうち議員報酬等条例第2条第1項各号に定める額から同条例第5条により日割計算される同月30日分に係る報酬額については、当該額から100分の5を乗じて得た額を同年5月に支給する報酬額から減じるものとする。
- 3 この条例は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。